

## 釧路市勤労者共済センターホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 釧路市勤労者共済センターホームページトップページ（以下「トップページ」という。）に掲載する広告の取扱等に関し必要な事項は、釧路市勤労者共済センター広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び広告掲載等基準（以下「掲載等基準」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) バナー広告 トップページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう

(2) 閲覧者 インターネットを通じて、トップページを閲覧する者をいう  
(広告の種類)

第3条 トップページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

(広告の掲載条件等)

第4条 広告の対象、デザイン及び文案等については、要綱及び掲載等基準を適用する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦 75 ピクセル×横 220 ピクセル

形式 G I F（アニメーションは不可）、J P E G、P N G

データ容量 10KB 以下

(広告の表現)

第6条 次の表現を含んだ広告は、禁止とする。

(1) ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等、閲覧者が入力や

選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの

(2) 釧路市勤労者共済センターの事業又は釧路市勤労者共済センターが推奨する事業もしくはそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの

(3) アニメーション及び透過色を用いたもの

2 広告に用いる画像には、次の各号により代替文字列を指定するものとする。

(1) 先頭は「[広告]」の4文字とする

(2) 前号に続く文字列は、原則として、広告主名又は広告に表示されている文字列とする

3 第1項第2号については、広告のリンク先ホームページも対象とする。

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第7条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、別に定める。

(広告の掲載期間及び広告料)

第8条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、原則1か月を単位とし、最大で連続3か月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載期間満了時に掲載枠に空きがあるときは、これを更新することができる。

3 広告掲載の開始日及び終了日は、別に定める。

4 広告料は、1か月当たり1枠につき会員事業所1,000円（税込み）

会員事業所以外2,000円（税込み）とする。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集は、釧路市勤労者共済センターホームページ等への掲載により公募するものとする。

2 前項の募集は、掲載枠に空きが生じたときに随時行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第10条 広告の掲載等を希望する者（以下「申込者」という。）は、釧路市勤労者共済センターホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に掲載し

ようとする広告案を添えて、理事長が指定する期間内に申し込むものとする。

2 申し込みのできる広告の数は、申込者1者につき1枠までとする。ただし、広告掲載枠数に空きがあればこの限りではない。

3 理事長は、第1項の規定による申し込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第11条 理事長は、前条の規定による申し込みがあったときは、申し込みの内容が要綱、掲載等基準及びこの要領に適合するかどうかについて審査するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、適合となる広告のうち、掲載する広告の決定は、申し込み受け付け時の順番とする。

3 前項の規定により決定した広告の掲載順序は、申し込み受け付け時の順番により決定する。

(広告掲載の決定通知等)

第12条 理事長は、前条の規定により掲載の可否を決定した場合は、申込者に対し、その決定の内容を釧路市勤労者共済センターホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は釧路市勤労者共済センターホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第13条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告掲載承諾書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第14条 広告主は、理事長が別に指定する期日までに、広告原稿(バナー広告の画像データをいう。以下同じ。)を作成し、提出するものとする。この場合において、広告の作成及び提出に係る経費は、広告主が負担するものとする。

2 理事長は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、広告の内容、表現及びリンク先のホームページの内容が申込書に記載された事項に相違がなく、かつ要綱等に適合していることを確認しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による確認の結果、広告原稿が適当でないと認めるときは、広告主に対し、広告原稿又はリンク先のホームページの内容等の変更を求めることができる。

(広告料の納付)

第15条 広告主は、掲載の決定後、理事長の指定する期日までに、広告料を一括して前納するものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告内容の変更)

第16条 広告主は、広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする日の20日前までに、理事長に釧路市勤労者共済センターホームページ広告掲載内容等変更申込書(様式第5号)に掲載しようとする広告案を添えて提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申込みを受けた場合は、広告の内容又はリンク先のホームページの内容を審査し、必要に応じて広告主に対し変更を求めることができる。

3 理事長は、前項の規定による審査を行った結果、掲載を承認した場合は、広告主に対しその決定の内容を釧路市勤労者共済センターホームページ広告掲載内容等変更承認通知書(様式第6号)により通知する。

(広告主の義務)

第17条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること

(広告掲載の取り消し)

第18条 理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他

何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告データの提出がないとき
- (3) 第14条第3項及び第16条第2項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
- (4) 広告主が釧路市勤労者共済センターの信頼を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (5) 広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (6) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (7) 広告主の事業、広告データの内容及びリンク先ホームページの内容が要綱第3条の規定に該当するとき
- (8) 釧路市勤労者共済センターの業務上、やむを得ない事由が生じたとき
- (9) その他、釧路市勤労者共済センターホームページへ掲載する広告として適切でないとして理事長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第19条 広告主は、自己の都合により釧路市勤労者共済センターホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、取り下げようとする日の10日前までに理事長に対し、釧路市勤労者共済センターホームページ広告掲載停止申込書（様式第7号）を提出しなければならない。

(広告料の返還)

第20条 既納の広告料は返還しない。ただし、広告掲載期間において、釧路市勤労者共済センターの責めに帰する理由により広告が3日以上掲載されなかったとき（機器の保守、天災その他特別な事情を除く）は、その全部又は一部を返還する。

- 2 前項の規定により還付する広告料は、掲載期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割りにより計算して得た額（その額に1円未満の端数を切

り捨てた額。次項において同じ。) とする。

3 第18条第1項第2号から第9号までの規定により広告掲載を取り消したとき又は第19条第1項の規定により広告掲載を取り下げたときは、既納の広告料は返還しないものとする。

4 第1項及び第2項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証する。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決する。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。